

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|---|--|
| (輸入の場所) | | | |
| <p>第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p> | | | |
| (輸入の場所) | 指定検疫物の種類 | (略) | (略) |
| | 港、飛行場 | 稚内港、苫小牧港、小樽港、京浜港、新潟港、清水港、 名古屋港、四日市港、阪神港、境港、広島港、関門港、 徳島小松島港、高松港、博多港、長崎港、比田勝港、 原港、八代港、鹿児島港、那覇港、平良港、石垣港、 旭川港、釧路空港、帯広空港、新千歳空港、函館空港、 青森空港、仙台空港、秋田空港、花巻空港、山形空港、 庄内空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京 国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、 名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、神戸空港、 鳥取空港、美保飛行場、岡山空港、出雲空港、広島空港、 山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知 空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊 本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、 新石垣空港 | 稚内港、苫小牧港、小樽港、京浜港、新潟港、清水港、 名古屋港、四日市港、阪神港、境港、広島港、関門港、 徳島小松島港、高松港、博多港、長崎港、比田勝港、 原港、鹿児島港、那覇港、平良港、石垣港、旭川空港、 釧路空港、帯広空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、 仙台空港、秋田空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、 福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、 新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛 行場、中部国際空港、関西国際空港、神戸空港、鳥取空 港、美保飛行場、岡山空港、出雲空港、広島空港、山口 宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、 北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、 大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、新石垣空 港 |

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十三条第一項及び第五十四条第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十日

国土交通大臣 石井 啓一

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|--|------------|
| <p>に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> | | | |
| (加齢対応構造等である構造及び設備の基準に準ずる基準) | 改正後 | (加齢対応構造等である構造及び設備の基準に準ずる基準) | 改正前 |
| | <p>第四条 法第四十五条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この条、第十八条及び第三十二条第二項第一号において同じ。）（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律</p> | <p>第四条 法第四十五条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この条及び第十八条において同じ。）（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二</p> | <p>第一条</p> |

第七十九号) 第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。)により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適当でない認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(事業認可申請書)

第三十二条 法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

2 事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(削る)

- 一 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備(既存の住宅その他の建物の改良によるものを除く。)をしようとする場合にあつては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表した各階平面図
- 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、賃貸住宅の規模及び設備の概要を表した間取図

項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。)により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適当でない認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(事業認可申請書)

第三十二条 法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

2 事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表した配置図
- 三 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

(新設)

- 四 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備(既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)によるものを除く。)をしようとする場合にあつては、当該賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

(削る)

(削る)

- 三 (略)
- 四 其他都道府県知事が必要と認める書類

3 (略)

五 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅を有する場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 当該申請しようとする者が当該賃貸住宅を有することを証する書類
- ロ 当該申請しようとする者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有することを証する書類

六 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 当該申請しようとする者が当該権利を有することを証する書類
- ロ 当該賃貸住宅を有する者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有することを証する書類
- ハ 当該申請しようとする者が当該賃貸住宅において法第五十六条に規定する事業を行うことについて当該賃貸住宅を有する者が承諾したことを証する書類

七 認可を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び

定款

- 八 (略)

(新設)

3 (略)

(規模及び設備の基準)

第三十三条 法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積二十五平方メートル(同上)以上の居住環境が確保される場合にあっては、十八平方メートル)以上であること。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

二 次のいずれかに該当すること。

- イ 原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。
- ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

第三十四条 法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(規模及び設備の基準)

第三十三条 法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積二十五平方メートル(共同利用の場合にあっては、十八平方メートル)以上であること。ただし、市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあってはその規模、都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合(市町村高齢者居住安定確保計画が定められている場合を除く)にあってはその規模とすることができる。

二 原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

(新設)

(新設)

第三十四条 法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

2 都道府県知事(機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣)が既存の住宅に係る法第五十二条に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

- 一 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。
- 二 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

(都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事項)

第三十八条 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

(市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項)

第三十九条 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

第四十条 (略)

第四十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一・二 (略)

第四十二条 (略)

2 都道府県知事(機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣)が既存の住宅に係る法第五十三条に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、第四条各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十八条 (略)

第三十九条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一・二 (略)
- 三 都道府県が終身賃貸事業者である場合における第三十四条第二項の規定による権限

第四十条 (略)

別記様式を次のように改める。

別記様式（第32条関係）

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長
都道府県知事

認可申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第53条第1項の規定に基づき、同法第52条の
事業について別紙のとおり認可を申請します。

別紙

1. 賃貸住宅の位置

| | |
|----------------|---|
| 住居表示※ | |
| 賃貸住宅に 関する権原 | 1 所有権 2 賃借権・使用貸借による権利 期間は 年 月 日から 年 月 日まで |

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. 賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備

| | | | |
|---------------|----------------------|---|--------------------------------|
| 住宅戸数 | 認可申請対象戸数 | 戸 | 詳細については、 別添1 |
| 専用部分の 床面積※ | (最大) | m ² | (共同居住型賃貸住 宅の場合は別添2) のとおり |
| 設備 | 共同利用設備 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | |
| | 共同居住型賃貸住宅として使用 設備 | <input type="checkbox"/> 共同居住型賃貸住宅として使用 <input type="checkbox"/> 認可基準に適合している | |

(注1) 「共同利用設備」は、居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、
浴室及び洗濯室のうち賃借人（賃借人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、
賃借人及び賃貸人）が共同して利用する設備をいう。

(注2) 「共同居住型賃貸住宅」は、賃借人（賃借人が当該賃貸住宅に居住する場合
にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の
居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

※認可申請対象戸数が1戸の場合には、「専用部分の床面積」は「(最大)」の欄に
記載すること。

3. 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

| |
|-----------------------|
| 次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。 |
|-----------------------|

(注) 「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、高齢者の居
住の安定確保に関する法律第52条の規定に該当するものをいう。

備考

- 認可申請者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県で
ある場合には地方整備局長又は北海道開発局長に、その他の場合には都道府県知事に申
請すること。
- 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

